「指定就労定着支援事業　ふれあい工房アルゴ」

重要事項説明書

あなたに対する就労定着支援サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて、当事業所があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

１　サービスを提供する事業者

事業者の名称	社会福祉法人　ダブルエッチジェー
法人所在地	愛知県半田市椎の木町一丁目８番の１
電 話 番 号	０５６９－２０－７７５５
代 表 者 名	理事長　竹内　涼
法人設立年月	平成９年７月１０日

２　利用施設

事業所の種類	指定就労定着支援	平成３０年１０月１日指定
事業所の名称	ふれあい工房アルゴ　（事業所番号　２３１３２００１０３）	
事業所の所在地	愛知県碧南市栄町 4-11	
連　絡　先	電話番号　０５６６－９１－２５１１	
	FAX 番号　０５６６－９１－２５４１	
管理者氏名	雲出　佑	
サービス管理責任者	配置あり	
サービスの実施地域	碧南市、西尾市、高浜市、刈谷市、半田市、安城市	
主たる対象者	特定なし	
利用定員	１０人	
事業所開設年月	平成３０年１０月１日	

３　サービスの目的・運営方針

目　　的	障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものとする。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つ決めの細かな就労定着支援サービスの提供。

４　サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構　　造	鉄骨　　３階建
	床面積	84.36　　㎡
	利用定員	
敷　地　面　積		208.00　　㎡

(2) 主な設備

居室の種類	室　数	面　積	一人当り面積	備　　考
作業室	１室	63.19 ㎡	6.31 ㎡	
洗面所	１カ所			
便　所	１室	2.08 ㎡		
多目的室	１室	21.17 ㎡		
相談スペース	１室	6.30 ㎡		

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

５　サービス提供職員の設置状況

職　種	員数	区　分				常勤換算後の職員	保有資格
		常　勤		非常勤			
		専従	兼任	専従	兼任		
管理者	1		1			0.2	社会福祉士
ｻｰﾋﾞｽ管理責任者	1		1			0.2	介護福祉士
就労定着支援員	1		1			0.2	職場適応援助者

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職員を配置しています。

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間（例：週 40 時間）で除した数です。

（ア）　各職種の勤務体系

職　種	勤務体制
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務
就労支援員（常勤）	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）常勤で勤務

（イ）　営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日（12 月 29 日～1 月 3 日までを除く）
（※祝日の一部は営業の場合があります。その場合、当該月の前日までにご案内させていただきます。）

営業時間：午前８時３０分から午後５時３０分

サービス提供時間：午前９時から午後４時
（※要望によっては、午後４時以降の提供も行います）

６　サービス提供の内容

（１）　訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	・当施設は、一月に１回以上、当該利用者との対面により行うとともに、一月に１回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況の把握をし、通常の事業所の事業主、障がい福祉サービス事業所等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援や、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援。サービス中に離職する者への支援を行う

（２）　その他

サービス提供記録の保管	契約の終了後契約書に定める期間保管します。
サービス提供期間の閲覧	土・日を除く毎日 8 時 30 分から１7 時 30 分。
サービス提供記録の複写物の交付	複写に際しては、1 枚につき 10 円いただきます。

〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「就労定着支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。また、必要に応じて随時「就労定着支援計画」の見直しを行います。

７　利用料金

（１）　訓練等給付費対象サービス内容の利用料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の１割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

（２）　訓練等給付費対象外サービス内容の利用料金

以下については、料金（実費等）をいただきます。

項　目	金　額
A.社会生活上の便宜の供与等	実　費
B.その他日常生活上必要となる諸費用	実　費

※１．７．利用料に定める「Ａ.食事」については別表１に該当する場合、月あたりの負担額が軽減されます。

※２．食事が不要な場合には、２日前までにお申し出ください。２日前までに申し出があった際には、重要事項説明書７．利用料に定める「Ａ.食費」に係る自己負担額は不要となった日数分いただきません。

※３．給付費の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

※４．その他社会情勢等により著しい物価の変動等があった場合には、料金を変更する場合があります。

【別表１】
＜定率負担・実費負担の軽減措置の対象者（世帯）＞
① 生活保護…生活保護受給世帯
② 低所得１…市町村民税非課税であって障害者又は障害児の保護者の収入が 80 万円以下であるもの
③ 低所得２…市町村民税非課税世帯であるもののうち、②に該当しないもの

（３）利用者負担の上限管理
支給決定時に利用者負担上限額を超える見込みがあるとして市町村が認定した場合は、利用者負担の上限管理を行います。

（４）利用料金の支払方法
前記利用料金は、サービス利用月末に締め、1ヶ月毎に計算し、翌月の２０日までに請求いたします。請求月の末日までに、現金にてお支払いください。

８　苦情等申立先

（１）要望・苦情等申立先

当施設ご利用相談窓口	・窓口担当者　サービス管理責任者 ・ご利用期間　8：30～17：30（土曜・日曜、年末年始を除く） ・電話番号　０５６６－９１－２５１１ ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。 ・苦情受付箱を設置しておきますのでご利用ください。
碧南市役所福祉課	・所在地　愛知県碧南市松本町２８ ・電話番号　０５６６－４１－３３１１
愛知県社会福祉協議会(運営適正化委員会)	・所在地　名古屋市東区白壁一丁目 50 番地　愛知県社会福祉会館内 ・電話番号　052-212-5515

（２）虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する相談窓口	・窓口担当者　サービス管理責任者 ・ご利用期間　8：30～17：30（土曜・日曜、年末年始を除く） ・電話番号　　０５６６－９１－２５１１ ・担当者が不在の場合は、事務所までお申し出ください。

９　第三者委員

第三者委員	三枝　寿也［所属］社会福祉法人 WHJ 理事　0566-41-1232（碧南）
	藤牧　実　［所属］社会福祉法人 WHJ 監事　0569-29-1787（半田）

１０　協力医療機関

医療機関の名称	もぎ内科クリニック
医院長名	茂木仁志
所在地	愛知県碧南市中山町１－２５
電話番号	０５６６－４６－６６６０
入院設備	なし

診療科	内科、小児科、神経内科、リハビリテーション科

１１　非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「ふれあい工房アルゴ　消防計画」により、対応いたします。
平常時の訓練	別途定める「ふれあい工房アルゴ　消防計画」にのっとり年４回昼間を想定した避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災訓練	・消火器　あり ・ガス漏れ報知器　　あり　　・非常通報装置　　あり

１２　事故発生時の対応

障害福祉サービスの提供により、事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族、利用に係るサービス計画支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

１３　第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	なし

１４　業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、従業者への周知と定期的な訓練及び見直しをします。

１５　衛生管理等

利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。また、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正にします。

（１）事業所における感染症または食中毒の予防及び蔓延防止の対策検討委員会を定期的に開催します。

（２）感染症及び食中毒予防、蔓延防止のための指針を整備します。

（３）従業者に対し、感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修、訓練等を実施。

１６　当施設ご利用の際に留意いただく事項

喫煙	喫煙は決められた場所でお願いします。喫煙コーナー以外は、全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品につきましては、利用者の責任において管理して頂きます。自己管理のできない利用者につきましては、預り金管理サービス（有料）をご利用ください。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動および営利活動はご遠慮ください。